**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第337号）**

**〔　都市整備部が保有する特定の工事実績等調書等部分公開決定第三者審査請求事案　〕**

**（答申日：令和３年３月24日）**

**第一　審査会の結論**

実施機関（大阪府東部流域下水道事務所長）の判断は妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

１　令和元年10月９日、本件請求者は、大阪府知事（以下「諮問実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

　　（行政文書公開請求の内容）

　　　　下記工事において、株式会社Ａが事後審査資料として提出した資料の中で工事実績等を確認する資料として添付された、工事実績調書、特定粉じん排出等作業実施届出書（３件分）、注文書・請書（３件分）の写し一式

　　　　Ｂ工事（以下「本件工事」という。）

２　同月23日、大阪府知事から府土木事務所長等の職にある職員に権限を委任する規則（昭和35年大阪府規則第21号）第11条第７号により権限を委任された大阪府東部流域下水道事務所長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対応する行政文書に第三者である審査請求人に関する情報が記録されていたことから、条例第17条第１項の規定に基づき意見書提出の機会を付与するため、審査請求人に対して意見書の提出依頼書を送付した。併せて、同日、第三者に対する意見照会を行うことを理由として、本件請求者に対し、本件請求に対する決定について、条例第14条第２項の規定により延長後の期限を同年11月７日とする決定期間延長通知書を送付した。

　３　同年10月30日、審査請求人は、実施機関に対し、（１）公開に反対する部分の欄及び（２）公開に反対する理由の欄に次のとおり記載した意見書を提出した。

　（１）公開に反対する部分

　　　　本件工事において提出した資料、工事実績書、特定粉じん排出等作業実施届出書、注文書・請書の写し一式

　（２）公開に反対する理由

　　　　本件工事において提出した資料には営業秘密が含まれており開示することによって協力会社や弊社の今後の営業に与える影響が大きく、またそれらの利益を害する可能性が高いためである。さらに、公にすることによって競争上の地位を害する可能性が高いためである。そのため、条例第８条第１項第１号及び同項５号によって公開することが不適切な文書である。その他にも個人情報やプライバシーの観点から公開を拒否致します。

　４　同年11月７日、実施機関は、条例第13条第１項の規定により、本件請求について、別表１の「公開請求の対象となる行政文書の名称」欄記載のとおり、対象となる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定の上、別表１の「公開しないことと決定した部分」欄に掲げる部分を除いて公開するとの部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、別表１の「根拠条文及び公開しない理由」欄に記載のとおり理由を付して、本件請求者に通知した。

　　　同日、実施機関は、条例第17条第３項の規定により、本件決定を行った旨及び本件非公開部分を除いて公開することとした理由を次のとおり付して、第三者である審査請求人に通知した。

　　（公開決定をした理由）

　　　　行政文書公開請求に対する公開・非公開の決定は、条例の規定に即して行わなければならないものであり、本件行政文書（公開部分）に記載されている情報は、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、また、特定の個人が識別されうるもののうち、一般に知られたくないと望むことが正当であると認められないため、条例第８条第１項第１号に該当しないほか、同項各号又は第９条第１号に該当しないため。

　５　同月18日付け、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、上級行政庁である諮問実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

　　　審査請求に係る処分を取り消す、との決定を求める。

**第四　審査請求人の主張趣旨**

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

１　審査請求書における主張

　　　審査請求にかかる処分は、次の点が違法不当である。

　　　本件決定において民間工事については、「公にすることにより、当該法人の取引を害するなど当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。」という理由から大部分についての非公開を決定している。

　　　他方、公共工事については、注文者や工事名、工事場所等の主要な点について公開するものと判断している。

　　　しかしながら、注文者や工事名、工事場所が公開されれば、どの業者が落札したのかが判明してしまうものであり、当該落札業者と審査請求人とが取引を行っている事実も判明してしまうことからすれば、公共工事であっても民間工事と同様の扱いでなければならないはずである。

　　　そうすると、公共工事については民間工事と共に、「公にすることにより、当該法人の取引を害するなど当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。」として大部分を非公開とすべきであり（特に注文者や工事名、工事場所等の民間工事にて非公開と判断された部分）、これらについて公開するとの判断は違法不当である。

２　反論書における主張

（１）反論の内容

　　　　弁明書によれば、条例第８条第１項第１号に該当しないとする理由としては、別表３のとおり、入札公告設計図書、入札結果、現場掲示物において、既に公開されていることのみを唯一の理由として述べているところである。

　　　　この点、審査請求人が問題とする情報のうち、別表３「（ア）④下請人・施工者の別」「（イ）⑬参考事項：下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の氏名及び連絡先」「（ウ）②受注者の氏名、社名、代表職氏名」については、「建設業法等による現場掲示物」のみの開示である旨を認めている。

　　　　しかしながら、「現場掲示物」については、当該現場でしか見ることができることができないものであり、また、工事期間中しか見ることができない点で、場所的にも時間的にも極めて限定された範囲内でのみ開示されているものと言わざるを得ない。

　　　　この趣旨は、当該部分については、競争上の地位やその他正当な利益を害する可能性も高く、広く公開することが不適切であるとの判断に他ならない。

　　　　以上からすると、そうであるにもかかわらず、今回のように開示請求さえ行えば、御庁にての開示請求手続きを行いさえすれば、いつでも開示できることになるが、これは、現場でのみ時間を限定して開示をしている趣旨を没却するものであると言わざるを得ない。

　　　　そうすると、いつでも手続きを行えば請求できる今回の本件開示請求によって開示することと（新たに審査請求人の地位や利益を侵害することになる。）、「現場掲示物」として既に公表されていることとは別途考えるべきであり、既に「現場掲示物」として公表されていることは理由とならないことは明らかである。

（２）結論

　　　　よって、少なくとも「現場掲示物」のみに公表されるものについては、条例第８条第１項第１号に該当することは明らかであるため本件処分は違法である。

**第五　実施機関の主張趣旨**

　　　実施機関の主張は概ね次のとおりである。

１　弁明の趣旨

　　　本件審査請求を棄却する裁決を求める。

２　弁明の理由

（１）本件請求に係る行政文書について

　　　　大阪府では、建設工事の発注において、工事募集要項の公表、入札参加申請の審査、工事説明資料等の交付、入札・開札、入札結果の公表といった一連の調達事務全体を電子化した電子調達（入札）システムを利用しており、開札直後から入札状況を原則として公開することや、インターネットにより入札に参加できること、また、システムにより公平に参加資格を事前に審査することにより、公共事業の透明性、公平性の確保と受注機会の拡大を図っている。

　　　　電子調達（入札）システムでは、各案件の入札参加申請時に、入札参加資格（建設業法（昭和24年法律第100号）の許可区分、建設工事の種類、格付け等級、地域要件等）を自動審査により判定し、入札参加資格に適合した者についてのみ入札に参加することができる。

　　　　資格に適合した者はシステムにより入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者を落札候補者として扱い、落札候補者に対してのみ、自動審査により判定できない内容（配置技術者の状況や工事実績等）を事後審査資料として提出させ、発注課において、自動審査の要件と事後審査資料の内容を審査し、落札候補者が入札参加資格を全て満たすことを確認した後、落札者として決定する手続きを行っている。

　　　　本件行政文書は、本件工事の一般競争入札において、落札候補者となった審査請求人が同種のアスベスト除去工事実績の有無を確認する事後審査資料として提出したもののうち、別表１「公開請求の対象となる行政文書の名称」欄に記載のとおりで、別表２に記載のとおりの情報が記録されている。

（２）本件行政文書の公開部分が条例第８条第１項第１号、同項第５号及び第９条第１号に該当しないことについて

　　　　審査請求人は、公開請求に係る意見書において、本件行政文書は、条例第８条第１項第１号、同項第５号及び第９条第１号に該当すると主張しているが、別表１「公開しないこととして決定した部分」欄に記載のとおり条例第８条第１項及び第９条第１号に該当する部分については公開しないとしているので、本件行政文書の公開部分については、条例第８条第１項第１号、同項第５号及び第９条第１号に該当しない。

　　　ア　本件行政文書の公開部分が条例第８条第１項第１号に該当しないことについて

　　　　　条例第８条第１項は、同項各号いずれかに該当する情報が記載されている行政文書については公開しないことができると定めているところ、条例第８条第１項第１号は「法人（国、地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体（以下「国等」という。を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報（以下「例外公開情報」という。）を除く。））を「公開しないことができる行政文書」としている。

　　　　　本号の趣旨は、事業者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため、公開しないことができるとするものである。

　　　　　かかる趣旨から、本号の「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等公開されることにより、公正な競争の原理を侵害すると認められるものをいい、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念でとらえられないものをいう。

　　　　　審査請求人が本件行政文書は「営業秘密が含まれており開示することによって協力会社や弊社の今後の営業に与える影響が大きく、またそれらの利益を害する可能性が高いためである。さらに、公にすることによって競争上の地位を害する可能性が高いためである。」として主張しているが、別表３に記載のとおり、本件行政文書の公開部分に記録されている全ての情報が次の（ア）から（ウ）の法令及び大阪府の取扱いに基づき、既に情報が公になっている情報であると判断した。

　　　（ア）一般競争入札の入札公告及び設計図書等が公開されている。

　　　　　　大阪府建設工事条件付一般競争入札実施要綱第８条では、関係資料の交付について規定しており、入札に参加するために必要な資料（入札説明書等）の交付は入札に参加を希望する者に対しシステムで行っている。また、入札金額を見積もるために必要となる資料（設計図書等）の交付は入札参加希望者が大阪府に登録している入札参加資格に関する情報と当該入札の参加資格として公告を行ったものが合致した場合に当該入札参加者に対しシステムで行うものである。したがって、発注者と落札者だけが知りえる情報ではない。また、設計図書等の情報から工事の仕様を把握することができる。

　　　（イ）入札結果が公開されている。

　　　　　　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札適正化法」という。）第８条の規定により、入札結果、落札者の情報公開が義務づけられており、指名競争入札及び随意契約の場合にあっても同様に示さなければならない。また、国及び特殊法人においても入札適正化法の規定に情報の公表について義務付けられている。

　　　（ウ）建設業法及び入札適正化法による工事現場の掲示物で公開されている。

　　　　　　建設業法第24条の７により、特定建設業者においては下請負金額が4,000万円以上（建築一式工事については6,000万円以上）の場合は、施工体制台帳及び施工体系図の作成を義務付け、施工体系図については、工事現場の見えやすい場所に掲げなければならないと規定されている。また、入札適正化法第15条では、公共工事においては、全ての建設業者が全ての下請負人に対して、施工体制台帳及び施工体系図の作成を義務付け、施工体系図の掲示については、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならないと規定されている。

　　　　　　以上のとおり、本件行政文書の公開部分については、既に公になっている情報であることから、審査請求人が主張する法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、本件行政文書の公開部分は条例第８条第１項第１号には該当しない。

　　　イ　本件行政文書の公開部分が条例第８条第１項第５号に該当しないことについて

　　　　　条例第８条第１項は、同項各号いずれかに該当する情報が記載されている行政文書については公開しないことができると定めているところ、条例第８条第１項第５号は「公にすることにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報」を「公開しないことができる行政文書」としている。

　　　　　本号の趣旨は、府が保有する情報の中には、公開すると情報提供者、犯罪の被疑者又は参考人等の生命、身体、財産等を保護することが困難となるものや犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序を維持する活動の遂行を阻害し、又は効率的に行うことができなくなるものがある。そのような事態を防止するため、これらの活動に支障を及ぼす情報については公開しないことができるとするものである。

　　　　　審査請求人は、条例第８条第１項第５号に該当すると主張しているが、本件行政文書は、工事実績内容の確認に伴う内容であり、公開することにより、個人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序を維持する活動の遂行を阻害することには該当しないため、本件行政文書の公開部分は条例第８条第１項第５号には該当しない。

　　　ウ　本件行政文書の公開部分が条例第９条第１号に該当しないことについて

　　　　　条例第９条各号では、いずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開してはならないと定めているところ、条例第９条第１号は「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。）のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」としている。

　　　　　本号の趣旨は、条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、第５条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止を定めたものである。

　　　　　審査請求人は、「個人情報やプライバシーの観点から公開を拒否致します。」と主張しているが、本件行政文書において、個人のプライバシーに関する情報については、条例第９条第１号に該当するものとして非公開として取り扱っていることから、本件行政文書の公開部分は条例第９条第１号には該当しない。

３　結論

　　　以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

**第六　審査会の判断**

　１　条例の基本的な考え方について

　　　行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

　　　このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

　　　このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

　２　本件行政文書について

　　　本件行政文書は、本件工事の一般競争入札において、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第２条第11項に規定する特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実績を示す事後審査資料として、落札候補者が実施機関に提出した工事施工実績調書、工事施工実績調書に実績として記載された工事が行われたことを証するために提出された特定粉じん排出等作業実施届出書、注文書、注文請書及び建設工事請負契約書である。これらの文書は下のとおりの内容となっている。

　（１）工事施工実績調書は、落札候補者の特定粉じん排出等作業の実績について、落札候補者による３件の特定粉じん排出等作業を伴う建設工事である特定工事（以下、１件目の工事を「特定工事１」、２件目の工事を「特定工事２」及び３件目の工事を「特定工事３」という。）の実績が記載された計３件の文書である。特定工事１は独立行政法人、特定工事２は大阪府が設立した地方独立行政法人、特定工事３は民間企業が発注した工事に係るものであった。

　（２）特定粉じん排出等作業実施届出書は、特定工事１、２及び３を行うに当たり、大気汚染防止法第18条の15第１項の規定に基づき、落札候補者が特定工事の下請負人又は施工者として都道府県知事等に届け出た計３件の文書である。

　（３）注文書及び注文請書は、元請負人と下請負人との間の工事発注及び受注に係る文書で、特定工事１及び３に係る計２件の文書である。

　（４）建設工事請負契約書は、特定工事２の注文者と元請負人との契約書の一部である。

（５）本件行政文書には、別表４の「本件行政文書に記載されている情報」欄の情報が記載されている。

　３　本件係争情報について

　　　審査請求人は、本件行政文書の全ての非公開を求めているところ、本件決定において、別表１の「公開しないことと決定した部分」については非公開とされていることから、本件審査請求の対象情報（以下「本件係争情報」という。）は、実施機関が非公開とした部分を除く全ての情報であり、別表４の「本件係争情報」欄のとおりである。

　４　本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

　　　実施機関は、条例第８条第１項第１号、第５号及び条例第９条第１号に該当しないと主張する。当審査会が本件係争情報を見分したところ、条例第８条第１項第５号に該当しないことは明らかであるため、本件係争情報の条例第８条第１項第１号及び条例第９条第１号該当性について、以下検討する。

　（１）条例第８条第１項第１号について

　　　　事業者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため公開しないことができる。

　　　　同号は、

　　　ア　法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、

　　　イ　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

　　　に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。

　　　　アの「法人等」には、公共的性格に鑑み、国、地方公共団体、独立行政法人等（国の独立行政法人及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく情報公開制度の対象となっている公団、公庫等）、地方独立行政法人等は、含まれない。

　　　　また、本号の「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等、公開されることにより、公正な競争の原理を侵害すると認められるものをいい、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念でとらえられないものをいうものである。

　（２）本件係争情報の条例第８条第１項第１号該当性について

　　　ア　本件行政文書は、法人である落札候補者が提出した特定工事１、２及び３に係る工事施工実績調書、特定粉じん排出等作業実施届出書、注文書、注文請書及び建設工事請負契約書である。２（１）記載のとおり、本件行政文書における特定工事１及び２は、それぞれ独立行政法人、大阪府が設立した地方独立行政法人が発注した工事であり、特定工事３は民間企業が発注した工事である。

　　　　　独立行政法人及び大阪府が設立した地方独立行政法人の情報は、（１）に記載のとおり条例第８条第１項第１号の法人等の情報に該当しないところ、本件係争情報のうち、①特定工事１に係る特定粉じん排出等作業実施届出書の届出者の情報（名称、住所、代表者の氏名及び印影）及び②特定工事２に係る建設工事請負契約書の発注者の情報（名称、住所、代表者の氏名及び印影）については、それぞれ独立行政法人及び大阪府が設立した地方独立行政法人の情報であり、（１）アの要件に該当しない。

　　　　　しかしながら、上記①及び②以外の情報については、独立行政法人及び大阪府が設立した地方独立行政法人の契約相手である民間企業に関する情報が含まれていることから、（１）アの要件に該当する。

　　　イ　次に本件係争情報のうち、アの①及び②以外の情報が（１）イの要件に該当するか否かについてみる。

　　　（ア）審査請求人は、落札業者と審査請求人との取引の事実が判明してしまうことから、公共工事についても、民間工事と同様に、公にすることにより、競争上の地位やその他正当な利益を害する可能性が高いと主張するので、以下検討する。

　　　　　　ア記載のとおり、本件係争情報として実施機関が公開すると決定した情報は、独立行政法人及び大阪府が設立した地方独立行政法人が発注した工事に係るものに限られており、民間企業間の契約に係るものではなかったが、上記のとおり、独立行政法人及び大阪府が設立した地方独立行政法人の工事の情報の中に契約相手である民間企業に関する情報が含まれているため、これらの公開が法人の競争上の地位やその他正当な利益を害する可能性があるか否かについてみる。

　　　　　　そもそも、国、独立行政法人などの特殊法人等が行う公共工事の入札及び契約については、入札適正化法第３条第１号において、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性確保により適正化を図る旨規定されているなど、公共工事における入札及び契約に係る情報については公表することとされている。同法第６条では、特殊法人等について、契約の相手方の名称、住所、公共工事の名称、場所、種別、概要、工事着手の時期、工事完成の時期及び契約金額等、入札及び契約内容を公表するため必要な措置を講じなければならないとしている。また、実施機関の説明によると、地方独立行政法人は入札適正化法上の公表を求められてはいないが、特定工事２の発注者である大阪府が設立した地方独立行政法人においても、同様に入札結果を公表していることが確認された。

　　　　　　したがって、本件係争情報のうち、アの①及び②以外の情報について、公にすることにより、競争上の地位やその他正当な利益を害する可能性が高いとする審査請求人の主張は認めることができない。

　　　（イ）次に、審査請求人は「現場掲示物」に記載された情報は、場所的にも時間的にも限定して公表することが義務付けられており、広く公開することにより法人の正当な利益を害する等主張するので、以下検討する。

建設業法第24条の７により、特定建設業者においては下請金額が4,000万円以上（建築一式工事については6,000万円以上）の場合は、施工体制台帳及び施工体系図の作成を義務付け、施工体系図については、工事現場の見やすい場所に掲げなければならないと規定されている。その上公共工事については、入札適正化法第15条により、全ての建設業者に施工体制台帳及び施工体系図の作成を義務付け、施工体系図については、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならないと規定されている。

施工体系図は、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を明らかにした図であり、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の６において、作成建設業者の商号又は名称、作成建設業者が請け負った建設工事の名称、工期、発注者の名称、下請人の名称、請け負った建設工事の内容等を表示することとされている。さらに、本件工事は特定粉じん排出等作業であり、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第１号）第16条の４において、見やすい場所に、届出年月日、届出先、届出者の名称、住所、代表者の氏名、特定工事を施工する者の氏名又は名称、住所、法人の代表者名、特定粉じん排出等作業の実施期間、方法、特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所を掲示することとされている。

建設業法等の趣旨を鑑みるに、施工体系図等の現場掲示物は、公開を限定的に行うことを趣旨とするものではなく、第三者でも現場の施工体制を確認できるようにするため公衆の見やすい場所等に掲示するものであることから、現時点で公開されることにより、競争上の地位その他正当な利益を害すると認めることはできない。よって、この点についても審査請求人の主張を採用することはできない。

　　　（ウ）このように、本件係争情報のうち、アの①及び②以外の情報（但し、下の（エ）①、②及び③を除く）については、既に法令等の規定により公にされている情報であり、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するものにはあたらず、（１）イの要件に該当しない。

　　　（エ）なお、本件係争情報のうち、①法人の電話番号については、法令等の規定により公にされているものではないが、日常的な取引に伴って公にされている情報であり、公にされたとしても法人の競争上の地位その他正当な利益を害するものにはあたらず、（１）イの要件に該当しない。

　　　　　　また、本件係争情報のうち、②特定粉じん排出等作業実施届出書の提出先の地方公共団体名及び受付印については、法令等で公にされている特定工事の場所と一致することから、公にされたとしても法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとはいえない。届出書等の日付についても、公開することにより法人の競争上の地位その他正当な利益を害するものにはあたらず、（１）イの要件に該当しない。

　　　　　　さらに、③特定工事２に係る契約保証金等の取扱い等については、大阪府の設立した地方独立行政法人における規程等で定められた内容であり、公にされたとしても法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとはいえず、（１）イの要件に該当しない。

　　　ウ　よって、本件係争情報は条例第８条第１項第１号に該当しない。

　（３）条例第９条第１号について

　　　　条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限保護する旨を宣言している。また、第５条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

　　　　本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

　　　　同号は、

　　　ア　個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、

　　　イ　特定の個人が識別され得るもののうち、

　　　ウ　一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる

　　　情報が記載されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

　　　　そして、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。

　　　　また、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報」とは、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

　（４）本件係争情報の条例第９条第１号該当性について

　　　　実施機関は、本件行政文書において、個人のプライバシーに関する情報については、非公開として取り扱っていることから、本件係争情報は条例第９条第１号には該当しないと主張している。

　　　　本件係争情報のうち、（３）イの特定の個人が識別される情報にあたるものは法人の代表者の氏名であるが、当該情報は何人でも法令の規定により閲覧できる情報であり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められるものには該当せず、公開することが妥当である。

　　　　よって、本件係争情報は条例第９条第第１号に該当しない。

５　結論

　　　以上のとおりであるから、本件審査請求には理由がなく、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

　（主に調査審議を行った委員の氏名）

　　正木　宏長、魚住　泰宏、井上　理砂子、春名　麻季

別表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公開請求の対象となる行政文書の名称 | 公開しないことと決定した部分 | 根拠条文及び公開しない理由 |
| 工事実績等調書（Ｃ工事分） | 契約金額（税込み） | 条例第８条第１項第１号に該当公にすることにより、当該法人の取引を害するなど当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。 |
| 工事実績等調書（Ｄ工事分） |  |  |
| 工事実績等調書（他１件分） | 工事名 | 条例第８条第１項第１号に該当公にすることにより、当該法人の取引を害するなど当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。 |
| 発注機関名 |
| 契約金額（税込み） |
| 工期 |
| 受注形態 |
| 工事概要 |
| 特定粉じん排出等作業実施届出書（Ｃ工事分） | 参考事項：特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所のうち個人名及び電話番号 | 条例第９条第１号に該当　特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。 |
| 参考事項：下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請人の現場責任者の氏名及び連絡場所のうち個人名及び電話番号 |
| 特定粉じん排出等作業実施届出書（Ｄ工事分） | 届出者の印影 | 条例第８条第１項第１号に該当　公にすることにより、当該法人の取引を害するなど当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。 |
| 参考事項：届出する者の現場責任者の氏名及び連絡場所のうち個人名及び電話番号 | 条例第９条第１号に該当　特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。 |
| 参考事項：下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先 | 条例第８条第１項第１号に該当　公にすることにより、当該法人の取引を害するなど当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公開請求の対象となる行政文書の名称 | 公開しないことと決定した部分 | 根拠条文及び公開しない理由 |
| 特定粉じん排出等作業実施届出書（他１件分） | 提出先の地方公共団体名 | 条例第８条第１項第１号に該当公にすることにより、当該法人の取引を害するなど当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。 |
| 提出先の地方公共団体の受付印 |
| 届出書右上の日付 |
| 届出者の住所氏名印影 |
| 特定工事の場所 |
| 特定粉じん排出等作業の種類 |
| 特定粉じん排出等作業の期間 |
| 特定建築材料の種類 |
| 特定建築材料の使用箇所 |
| 特定建築材料の使用面積 |
| 特定粉じん排出等の作業の方法 |
| 参考事項：特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要 |
| 参考事項：注文者の氏名又は名称 |
| 参考事項：届出する者の現場責任者の氏名及び連絡場所 |
| 参考事項：下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請人の現場責任者の氏名及び連絡場所のうち個人名及び電話番号 | 条例第９条第１号に該当　特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。 |
| 注文書（Ｃ工事分） | 業者コード | 条例第８条第１項第１号に該当公にすることにより、当該法人の取引を害するなど当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。 |
| 発行者の印影 |
| 注文書番号 |
| 工事番号 |
| 協力会費 |
| 特記事項 |
| 請負代金 |
| 内消費税 |
| 支払条件 |
| 欄外のコメント |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公開請求の対象となる行政文書の名称 | 公開しないことと決定した部分 | 根拠条文及び公開しない理由 |
| 注文請書（Ｃ工事分） | 収入印紙 | 条例第８条第１項第１号に該当公にすることにより、当該法人の取引を害するなど当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。 |
| 収入印紙に押印された印影 |
| 請負者の印影 |
| 注文書番号 |
| 工事番号 |
| 協力会費 |
| 特記事項 |
| 請負代金 |
| 内消費税 |
| 支払条件 |
| 欄外のコメント |
| 建設工事請負契約書（Ｄ工事分） | 請負者の社印（角印）及び代表者の印影 | 条例第８条第１項第１号に該当公にすることにより、当該法人の取引を害するなど当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。 |
| 注文書（他１件分） | タイトル以外 | 条例第８条第１項第１号に該当公にすることにより、当該法人の取引を害するなど当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。 |
| 注文請書（他１件分） | タイトル以外 | 条例第８条第１項第１号に該当公にすることにより、当該法人の取引を害するなど当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。 |

別表２

本件工事　事後審査資料項目一覧

|  |
| --- |
| （ア）工事施工実績調書 |
| ① | 工事名称 |
| ② | 発注機関名 |
| ③ | （JVの場合、JV全体の）契約金額（税込み） |
| ④ | 工期 |
| ⑤ | 受注形態 |
| ⑥ | 工事概要 |
| ⑦ | コリンズ番号 |
| （イ）「特定粉じん排出等作業実施届出書」の写し |
| ① | 届出者 |
| ② | 特定工事の場所 |
| ③ | 特定工事を施工する者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者氏名 |
| ④ | 特定粉じん排出等作業の種類 |
| ⑤ | 特定粉じん排出等作業の実施の期間 |
| ⑥ | 特定建築材料の種類 |
| ⑦ | 特定建築材料の使用箇所 |
| ⑧ | 特定建築材料の使用面積 |
| ⑨ | 特定粉じん排出等作業の方法 |
| ⑩ | 参考事項：特定粉じん排出等作業の対象となる建物等の概要 |
| ⑪ | 参考事項：注文者の氏名又は名称 |
| ⑫ | 参考事項：特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所 |
| ⑬ | 参考事項：下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の氏名及び連絡場所 |
| （ウ）工事実績を確認する契約書　　　契約書がない場合は代替物として元請・下請間の「注文書・請書」（代表的な項目） |
| ① | 発注者の住所、社名、代表者職氏名 |
| ② | 受注者の住所、社名、代表者職氏名 |
| ③ | 工事名称 |
| ④ | 工事場所 |
| ⑤ | 工期 |
| ⑥ | 請負金額 |
| ⑦ | 支払条件 |

別表３

本件工事　事後審査資料項目一覧のうち公にされているもの

|  |  |
| --- | --- |
| 本件工事　事後審査資料項目一覧 | 公にされている事由 |
| （ア）入札公告設計図書 | （イ）入札結果 | （ウ）建設業法等による現場掲示物 |
| （ア）工事施工実績調書 |
| ① | 工事名 | ○ | ○ | ○ |
| ② | 発注機関名 | ○ | ○ | ○ |
| ③ | （JVの場合、JV全体の）契約金額（税込み） |  | ○ |  |
| ④ | 工期 | ○ | ○ | ○ |
| ⑤ | 受注形態 | ○ | ○ | ○ |
| ⑥ | 工事概要 | ○ | ○ |  |
| ⑦ | コリンズ番号 |  |  |  |
| ※（ア）③について元請契約金額は公開。※（ア）⑦については、公開対象文書では空欄となっており情報の記載がない。 |
| （イ）「特定粉じん排出等作業実施届出書」の写し |
| ① | 届出者 |  | ○ |  |
| ② | 特定工事の場所 | ○ | ○ | ○ |
| ③ | 特定工事を施工する者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者氏名 |  | △（代表者氏名を除く） | ○ |
| ④ | 特定粉じん排出等作業の種類 | ○ |  |  |
| ⑤ | 特定粉じん排出等作業の実施の期間 | ○ |  |  |
| ⑥ | 特定建築材料の種類 | ○ |  |  |
| ⑦ | 特定建築材料の使用箇所 | ○ |  |  |
| ⑧ | 特定建築材料の使用面積 | ○ |  |  |
| ⑨ | 特定粉じん排出等作業の方法 | ○ |  |  |
| ⑩ | 参考事項：特定粉じん排出等作業の対象となる建物等の概要 | ○ |  | ○ |
| ⑪ | 参考事項：注文者の氏名又は名称 | ○ |  | ○ |
| ⑫ | 参考事項：特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所 |  |  | △法人名のみ |
| ⑬ | 参考事項：下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の氏名及び連絡場所 |  |  | △法人名のみ |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 公にされている事由 |
| （ア）入札公告設計図書 | （イ）入札結果 | （ウ）建設業法等による現場掲示物 |
| （ウ）工事実績を確認する契約書　　　契約書がない場合は代替物として元請・下請間の「注文書・請書」（代表的な項目） |
| ① | 発注者の住所、社名、代表者職氏名 |  | △（代表者氏名を除く） | ○ |
| ② | 受注者の住所、社名、代表者職氏名 |  |  | ○ |
| ③ | 工事名称 | ○ | ○ | ○ |
| ④ | 工事場所 | ○ | ○ | ○ |
| ⑤ | 工期 | ○ | ○ | ○ |
| ※以下の２点は条例第８条第１項第１号により公開しない |
| ⑥ | 請負金額 |  |  |  |
| ⑦ | 支払条件 |  |  |  |
| ※（イ）⑫⑬については個人名・電話番号については条例第９条第１号により公開しない情報としている。 |

別表４

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 本件行政文書に記載されている情報 |  | 本件係争情報 | 公にされている事由 |
| 特定工事 | 特定工事 | (ア)入札公告・設計図書 | （イ）入札結果 | （ウ）建設業法等による現場掲示物 |
| 工事施工実績調書 | １２３ | 申請者の名称、住所及び代表者の氏名、工事名、発注機関名、（JVの場合、JV全体の）契約金額（税込）、工期、受注形態、工事概要、コリンズ番号（※２）、日付 | １２３ | 申請者の名称、住所及び代表者の氏名 |  | △※１ | ○ |
| 日付 |  |  |  |
| １２ | 工事名、発注機関名、工期、受注形態 | ○ | ○ | ○ |
| 工事概要 | ○ | ○ |  |
| ２ | （JVの場合、JV全体の）契約金額（税込み） |  | ○ |  |
| 特定粉じん排出等作業実施届出書 | １２３ | 届出者の名称、住所、印影及び代表者の氏名 | １２ | 届出者の名称、住所及び代表者の氏名 |  | ○ |  |
| １ | 届出者の印影 |  |  |  |
| １２ | 届出者の電話番号 | １２ | 届出者の電話番号 |  |  |  |
| ２ | 届出者のファクシミリ番号 | ２ | 届出者のファクシミリ番号 |  |  |  |
| ２３ | 日付 | ２ | 日付 |  |  |  |
| １ | 特定工事を施工する者の名称、住所、電話番号及び代表者の氏名、現場責任者の氏名及び電話番号 | １ | 特定工事を施工する者の名称、住所及び代表者の氏名 |  | △※１ | ○ |
| 特定工事を施工する者の電話番号 |  |  |  |
| ２３ | 注文者（発注者）の名称、届出者の現場責任者の氏名及び電話番号 | ２ | 注文者（発注者）の名称 | ○ |  | ○ |
| １２３ | 下請負人の名称、住所、現場責任者の氏名及び電話番号 | １３ | 下請負人の名称及び住所 |  |  | ○ |
| １ | 特定工事の名称 | １ | 特定工事の名称 | ○ | ○ | ○ |
| ２３ | 特定工事の場所及び名称 | ２ | 特定工事の場所及び名称 | ○ | ○ | ○ |
| １２３ | 届出書の提出先の地方公共団体名及び受付印、特定粉じん排出等作業の種類及び実施期間、特定建築材料の種類、使用箇所及び使用面積、特定粉じん排出等作業の方法 | １２ | 届出書の提出先の地方公共団体名及び受付印 |  |  |  |
| 特定粉じん排出等作業の種類及び実施期間、特定建築材料の種類、使用箇所及び使用面積、特定粉じん排出等作業の方法 | ○ |  |  |
| 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要 | 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要 | ○ |  | ○ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 特定工事 | 本件行政文書に記載されている情報 | 特定工事 | 本件係争情報 | 公にされている事由 |
| (ア)入札公告・設計図書 | （イ）入札結果 | （ウ）建設業法等による現場掲示物 |
| 注文書 | １ | 発注者（元請負人）の名称、住所、印影及び代表者の氏名、受注者の名称、日付 | １ | 発注者（元請負人）の名称、住所及び代表者の氏名、受注者の名称 |  | △※１ | ○ |
| 日付 |  |  |  |
| 受注者（下請負人）の住所、業者コード | 受注者（下請負人）の住所 |  |  | ○ |
| 工事場所、工事名称、工期、請負代金、消費税額、注文書番号、工事番号、協力会費、支払条件、特記事項等 | 工事場所、工事名称、工期 | ○ | ○ | ○ |
| ３ | 工事の発注に係る内容 | ３ | ― | ― |
| 注文請書 | １ | 発注者（元請負人）の名称、受注者の名称（下請負人）、住所、印影及び代表者の氏名、日付 | １ | 発注者（元請負人）の名称、受注者（下請負人）の名称、住所及び代表者の氏名 |  | △※１ | ○ |
| 日付 |  |  |  |
| 工事場所、工事名称、工期、請負代金、消費税額、注文書番号、工事番号、協力会費、支払条件、特記事項等、収入印紙及び割印の印影 | 工事場所、工事名称、工期 | ○ | ○ | ○ |
| ３ | 工事の受注に係る内容 | ３ | ― | ― |
| 建設工事請負契約書 | ２ | 発注者の名称、住所、印影及び代表者の氏名、日付 | ２ | 発注者の名称、住所及び代表者の氏名 | ○ | △※１ | ○ |
| 発注者の印影、日付 |  |  |  |
| 元請負人の名称、住所、印影及び代表者の氏名 | 元請負人の名称、住所及び代表者の氏名 |  |  | ○ |
| 契約名称、履行場所、契約期間、契約金額、契約保証金等の取扱い等 | 契約名称、履行場所、契約期間 | ○ | ○ | ○ |
| 契約金額 |  | ○ |  |
| 契約保証金等の取扱い等 |  |  |  |

　　※１　代表者の氏名を除く

　　ただし、大気汚染防止法施行規則第16条の４において、届出者及び特定工事を施工する者の住所、代表者の氏名を掲示することとされている。

　　※２　コリンズ番号については、特定工事１、２及び３いずれも空欄となっており情報の記載がない。